

承認第 3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、議会の承認を求める。

令和 4年 4月 27日提出

みやき町長 岡 毅

専決事項

みやき町税条例の一部を改正する条例について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年4月1日を施行日とするみやき町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った。



専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

みやき町税条例の一部を改正する条例について

令和4年3月31日

みやき町長 岡



理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、令和4年4月1日を施行日とするみやき町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った。



みやき町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

みやき町長

岡 毅

みやき町条例第7号

みやき町税条例の一部を改正する条例

みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のみやき町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

みやき町税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳</p>	<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳<u>(同条第</u></p>

改正前	改正後
<p>_____の閲覧の手数料は、みやき町証明等手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付手数料は、みやき町証明等手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p><u>1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧の手数料は、みやき町証明等手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書<u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の交付手数料は、みやき町証明等手数料条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>

改正前	改正後
6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	13 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法附則第15条第35項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	14 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
15・16 (略)	15・16 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)
2～7 (略)	2～7 (略)

改正前	改正後
<p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後、申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後、申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p>
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第</p>	<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第</p>

改正前	改正後
<p>31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>11・12 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」</p>	<p>31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>11・12 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 <u>（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）</u> を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」</p>

改正前	改正後
という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 (略)	という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 (略)

みやき町税条例等の一部を改正する条例（概要）

改正概要	みやき町税条例 改正範囲	内容	施行日等
法人の町民税に係るもの	第48条	○地方税法の改正に伴う項番号の整理	令和4年4月1日
固定資産税に係るもの	第73条の2	○固定資産課税台帳の閲覧に関する改正 地方税法第382条の2ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴う改正	
	第73条の3	○固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付に関する改正 地方税法第382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正に伴う改正	
	附則第10条の2	○地方税法の改正に伴う項番号の整理	
	附則第10条の3	○省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充 従前、熱損失防止改修工事が行われた住宅が当該減額措置の対象となっていたところ、地方税法の改正により、熱損失防止改修工事だけでなく、高効率給湯器等の装置の取り付け工事等もその対象となり、対象となる工事が拡充されたことに伴う改正	
	附則第12条	○令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする改正	